

本人特定事項の確認書類について（法人預金用）

ご提出いただいた本人特定事項の確認書類はご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、確認書類に基づき、事業内容等についてお尋ねする場合がございます。

お尋ねした結果、追加で書類のご提示をお願いしたり、口座開設をお断りすることがございます。

1 法人、組合などの確認書類

◎**法人格を有する団体** 以下の【Aの書類】ならびに【Bの書類】をあわせてご用意ください。（A、Bともに必要となります。）

【Aの書類】 以下の全ての書類をご用意ください。

設立の登記に係る登記事項証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内 ・登記事項証明書は、「現在事項全部証明書」、「履歴事項全部証明書」のいずれかをご用意ください。
印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内

+

【Bの書類】 以下の書類いずれか1点をご用意ください。（書類送付先住所を指定された場合は、ご指定の住所が記載された書類が必要です。）

国税・地方税などの納税証明書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話はのぞく）、NHK

◎**マンション管理組合** 以下の全ての書類をご用意ください。

管理規約（原本の写し）	・役員（または理事長）の任期かつ規約の発効年月日が記載されていることを確認してください。
議事録①（原本の写し）	・現理事長の選任時の議事録をご用意ください。
議事録②（原本の写し）	・当社へ預け入れする旨の決議を行った際の議事録をご用意ください。

※管理組合法人のお客さまは、「法人格を有する団体」の確認書類をご提出ください。

◎**有限責任事業組合、投資事業有限責任組合** 以下の全ての書類をご用意ください。

設立の登記に係る登記事項証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
組合の印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
組合契約書（原本の写し）	
預金取引担当者の届出書	・当社と預金取引を行う担当者を全組合員の中から選任し、届け出いただきます。 ・各組合員の方の捺印箇所がございますが、各組合員の印鑑証明書は必要ございません。

■**書類送付先住所の確認書類** ▼以下のケースに該当する場合、上記書類に加えて「補完書類」のいずれか1点が必要となります。

郵便物の送付先を登記上住所ではなく事業所などへご希望される場合

（※法人格を有する団体で、書類送付先住所を指定された場合、上記【Bの書類】にご指定の住所が記載されていれば、改めてのご提出は不要です。）

国税・地方税などの納税証明書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話はのぞく）、NHK

2 本人名義の指定先口座の確認書類 ▼以下の書類いずれか1点をご用意ください。

通帳（写し）	・「金融機関名」「支店名」「科目名」「口座番号」「預金名義」が記載された通帳の見開きページの写しをご用意ください。
お取引明細（写し）	・「金融機関名」「支店名」「科目名」「口座番号」「預金名義」が確認できる明細 ・指定口座は、当社から預金払い戻しを行う際の受取口座（他金融機関）で、口座開設時にあらかじめ登録していただきます。 ・指定口座のご名義は、「法人eダイレクト普通預金」と同一名義人に限らせていただきます。

3 口座管理者の確認書類 ▼以下の書類いずれか1点をご用意ください。

印鑑証明書（原本）	・作成、発行日から6カ月以内
住民票の写し（原本） （※「住民票の写し」とはコピーのことではありません。）	・作成、発行日から6カ月以内 ・「本籍地」、「個人番号」、「住民票コード」の記載のないものをご提出下さい。 （「本籍地」、「個人番号」、「住民票コード」の記載がある場合、該当箇所をすべて塗りつぶしてください。）
個人番号カード（写し）	・有効期限内 ・ 表面のみ をコピーしてください。
在留カード（写し）	・有効期限内
特別永住者証明書（写し）	・両面をコピーしてください。
運転免許証（写し） または運転経歴証明書（写し）	・有効期限内 ・両面をコピーしてください。 ・「免許条件」欄にある保健医療情報の記載は塗りつぶしてください。
各種健康保険証（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ◀共通▶ ・有効期限内 ・「氏名」「住所」「生年月日」が確認できる箇所をコピーしてください。 ◀カード型▶ ・「住所」欄が未記入の場合は、住所をご記入の上、両面をコピーしてください。 ◀紙型▶ ・住所記入形式の保険証は、住所を記入願います。 ・ご自身が被扶養者の場合、ご自身が記載されているページも必要となります。 ・ご自身のお名前に丸印を付けてください。 ・通院歴の記載は、ご家族分も含めて塗りつぶしてください。
日本政府発行のパスポート（写し）	・有効期限内 ・顔写真および住所記載のページをコピーしてください。 ・「住所」欄が未記入の場合は、住所をご記入の上、コピーしてください。

◎**本人確認書類に記載されている住所が現在のものではない場合、上記書類に加えて以下のいずれか1点が必要となります。**

国税・地方税などの納税証明書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
社会保険料の領収書（写し）	・作成、発行日から6カ月以内
公共料金（※）の領収書（原本）	・作成、発行日から3カ月以内 ※電気、ガス、水道、電話（携帯電話はのぞく）、NHK